

○「農用地利用配分計画の認可の公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

令和2年7月2日

島根県知事 丸山達也

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

貸貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		貸貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
三浦 博美	浜田市	浜田市三隅町黒沢978-1外6筆

2 認可年月日

令和2年7月2日